

工事書類作成の手引き

(土木工事編)

(建築工事編)

(機械設備工事編)

(電気設備工事編)

平成30年8月

(第4版)

西 宮 市

目 次

1	総 則	
1-1	目的	1
1-2	適用範囲	1
1-3	用語の定義	1
1-4	提出様式	4
1-5	留意事項	4
1-6	契約時から工事検査終了後までの書類区分	4
2	契約した時に必要とする書類	
2-1	工事請負契約書	4
2-2	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書	4
2-3	契約保証金納付書(控)、契約保証金納付書、契約保証金還付通知書	5
2-4	工事着工届	6
2-5	暴力団排除に関する「誓約書」	6
2-6	建設業退職金共済証紙購入届又は建設業退職金共済証紙非購入届	6
2-7	前払金・中間前金払辞退届	7
2-8	工事監督員通知書	7
2-9	総括監督員指名通知書及び主任監督員指名通知書	7
2-10	契約工程表	7
2-11	請負代金内訳書	8
2-12	登録内容確認書(工事实績)「コリンズ」	8
2-13	火災保険・建設工事保険等	8
3	工事着手前に必要とする書類	
3-1	施工体制台帳及び施工体系図	8
3-2	実施工程表〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	9
3-3	施工計画書〈土木工事〉	10
3-3	施工計画書〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	12
3-4	施工図等〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	12
3-5	使用材料確認願または土木工事材料承諾願〈土木工事〉	12
3-5	使用材料確認願または使用材料承諾願〈建築工事〉	14
3-5	機器及び材料承諾願〈機械設備工事〉	15
3-5	機器及び材料承諾願〈電気設備工事〉	16
3-6	建設工事に係る資材の再資源化等	16
3-7	設計図書の照査〈土木工事〉	17
3-7	疑義に対する協議等〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	17
3-8	官公庁等への手続等〈土木工事〉	18
3-8	官公署その他への届出手続等〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	18
3-9	別契約の関連工事報告〈建築工事〉	18
3-10	検査関係書	19

4	工事施工中に必要とする書類	
4-1	工事の記録（工事打合簿）	19
4-2	休日または夜間の作業連絡〈土木工事〉	25
4-2	休日または夜間の作業届〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	26
4-3	工事写真〈土木工事〉	26
4-3	工事写真〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	26
4-4	出来形管理〈土木工事〉	27
4-5	品質管理〈土木工事〉	27
4-5	品質管理〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉	27
4-6	化学物質の濃度測定報告書〈建築工事〉	28
4-7	納品伝票等	28
4-8	発生材の処理等	28
4-9	安全管理	29
4-10	施工プロセスを確認する資料	30
4-11	事故報告書	30
5	工事完成時に必要とする書類	
5-1	完成下検査手直し指示調書	31
5-2	請負工事完了届	31
5-3	完成検査依頼書兼完成検査執行通知書	31
5-4	工事検査員指名通知書	31
5-5	工事完成調書	31
5-6	創意工夫・社会性等に関する実施状況	31
5-7	工事完成図書	32
5-8	完成図等〈建築工事〉	32
5-8	完成図等〈機械設備工事〉	33
5-8	完成図等〈電気設備工事〉	34
6	工事検査終了後に必要とする書類	
6-1	完成検査手直し指示調書	34
6-2	請求書	35
6-3	監督員の工事成績評定	35
6-4	検査員の工事成績評定	35
7	その他	
7-1	図書の保存	35
	(参考)	
	○ 別紙1 施工体制台帳に添付する下請契約書の事例	37
	○ 別紙2 提出案内、下請業者への書面	38
	○ 工事書類一覧表	39

1. 総則

1-1 目的

本手引きは、工事請負契約書等で定めた工事書類や履行確認等のため必要となる書類を明確にするとともに、これら書類の作成上の留意事項等を取りまとめ、受・発注者双方の現場管理業務の効率化を目指すものである。

1-2 適用範囲

本手引きは、本市が発注する工事を対象とし、主として技術管理課が検査を行う工事に適用する。なお、小規模型工事についても技術管理課を工事担当課と読み替えて本手引きを準用する。

また、各段階における必要書類など、一覧表に記載のないものについては下記の基準等を用いるものとする。

基準等の名称	制定	最終改定
土木工事共通仕様書	兵庫県 県土整備部	平成 30 年 3 月一部改定
土木工事施工管理基準	兵庫県 県土整備部	平成 30 年 3 月一部改定
土木請負工事必携	兵庫県 県土整備部	平成 30 年 3 月一部改定
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定
建築物解体工事共通仕様書	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 24 年 5 月改定
営繕工事写真撮影要領	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 3 月改定
公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定
公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定
公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定
公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	平成 28 年 6 月一部改定

1-3 用語の定義

(土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-2)

(公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.1.2)

(公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第 1 編 1.1.2)

(公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 第 1 編 1.1.2)

本手引きで使用する用語についての定義は以下のとおりとする。

- ① 「契約書」とは、工事請負契約書をいう。

- ② 「**監督員**」とは、工事請負契約書（以下「**契約書**」という。）に規定する監督員をいい、総括監督員、主任監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員が対応する。
- ③ 「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書をいう。
- ④ 「**設計図書**」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- ⑤ 「**仕様書**」とは、各工事に共通する共通仕様書または標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書及び契約数量表を総称していう。
- ⑥ 「**共通仕様書**」、「**標準仕様書**」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- ⑦ 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- ⑧ 「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- ⑨ 「**承諾**」とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- ⑩ 「**協議**」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。
- ⑪ 「**提出**」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と「**協議**」するものとする。
- ⑫ 「**提示**」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- ⑬ 「**報告**」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- ⑭ 「**通知**」とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- ⑮ 「**連絡**」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- ⑯ 「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑰ 「**監督員の検査**」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試

験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

- ⑮ 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑯ 「基本要品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
- ⑰ 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。
- ⑱ 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。
- ⑲ 「特記」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面に指定された事項をいう。
- ㉑ 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な「書面」と差し替えるものとする。
- ㉒ 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
- ㉓ 「JIS」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格をいう。
- ㉔ 「JAS」とは、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格をいう。
- ㉕ 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- ㉖ 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督員の「承諾」を受けたものをいう。
- ㉗ 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
- ㉘ 「工事書類」とは、施工計画書、工事打合簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合簿等に添付して提出される非定型の資料及び工事写真をいう。
- ㉙ 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
- ㉚ 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために

発注者または検査員が行う検査をいう。

㊸ 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。

㊹ 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

1-4 提出様式

受注者の提出書類の様式については、原則、所定の様式によるものとする。ただし、所定の様式がない場合、記載内容が網羅されていれば任意の様式を用いることができる。

1-5 留意事項

(工事請負契約書第9条第5項)

発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

1-6 契約時から工事検査終了後までの書類区分

一般的に請負工事の流れは、契約、現地調査・測量、施工計画の立案、施工、工事完了、検査と進んでいくが、工事関係書類は、契約時から工事検査終了後に至る段階において作成していかなければならない。

本手引きでは、各段階において書類の整理をする。

- 契約した時に必要とする書類
- 工事着手前に必要とする書類
- 工事施工中に必要とする書類
- 工事完成時に必要とする書類
- 工事検査終了後に必要とする書類
- その他

2. 契約した時に必要とする書類

2-1 工事請負契約書

- 契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて7日以内（閉庁日を除く）]

2-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書

(工事請負契約書第10条)

(監理技術者制度運用マニュアル)

- 契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて7日以内（閉庁日を除く）]

○ 受注者は、当該工事において建設業法第 26 条に定める一定の資格を有する技術者を配置する必要があり、その内容を契約後速やかに契約担当者に「通知」する。

□ 主任技術者 (建設業法第 26 条第 1 項)

1 級・2 級国家資格者、指定学科卒業+実務経験

*実務経験年数 1) 大学卒[指定学科] 3 年以上 (短大・高専卒業者含む)

2) 高校卒[指定学科] 5 年以上

3) その他 10 年以上

□ 監理技術者 (建設業法第 26 条第 2 項)

下請契約の請負代金の額の合計が 4,000 万円 (建築一式工事の場合は 6,000 万円) 以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くことが必要

1 級国家資格者、国土交通大臣特別認定者 (指定建設業種)、2 年以上の指導監督的な実務経験者 (指定建設業種以外)

□ 専門技術者 (建設業法第 26 条の 2 第 1 項、第 2 項)

許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事 (附帯工事) を施工する場合に必要

専門技術者の資格要件は、主任技術者と同じ

□ 主任技術者及び監理技術者共通

3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要 (監理技術者制度運用マニュアル 2-4)

請負金額が 3,500 万円 (建築一式工事の場合は 7,000 万円) 以上の工事は、

工事現場ごとに専任の者でなければならない。 (建設業法第 26 条第 3 項)

「添付書類」

(1) 請負人と直接的かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係のわかるもの

健康保険被保険者証の写しまたは雇用保険被保険者証等の写し

(2) 監理技術者の場合

監理技術者資格証 (表・裏) 及び監理技術者講習修了証の写し

(3) 主任技術者の場合

免状の写し、合格証明書の写し、主任技術者経歴書 (国家資格を有しない場合)

2-3 契約保証金納付書 (控)、契約保証金納付書、契約保証金還付通知書

(西宮市契約規則第 21 条)

(工事請負契約書第 4 条)

○ 契約保証金が免除の場合は不要。

○ 契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて 7 日以内 (閉庁日を除く)]

○ 現金、小切手による支払の場合は、契約課 → 銀行で支払 → 会計室 → 契約課で手続をし、契約保証金還付通知書を受注者が保管する。

○ 工事完了後、契約保証金還付通知書に工事担当課が確認印を押したものを契約課に「提出」し、契約保証金の返還手続をする。

○ 現金、小切手による支払以外の場合は、次のとおり添付資料が必要。

「添付書類」

- (1) 履行保証保険証券（原本）・・・履行保証保険契約の場合
- (2) 保証証書（契約保証）（原本、写）・・・保証事業会社の保証の場合

2-4 工事着工届

- 契約課の書式とする。
- 契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて7日以内（閉庁日を除く）]

2-5 暴力団排除に関する「誓約書」

（西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱第5条）

- 請負金額が200万円（税込）以上の場合。
- 契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて7日以内（閉庁日を除く）]
- 下請契約の受注者に対しても、その下請契約の契約金額が200万円（税込）を超える場合。
- 下請用は工事施工中に契約課に「提出」する。[作成次第速やかに]

2-6 建設業退職金共済証紙購入届又は建設業退職金共済証紙非購入届

（西宮市入札のしおり）

- 請負金額が500万円以上の場合監督員
 - (1) 証紙を購入する場合
 - ・建設業退職金共済証紙購入届
 - ・掛金収納書
 - (2) 在庫分の証紙を使用する場合
 - ・建設業退職金共済証紙非購入届
 - ・在庫分の証紙の写し（現物を確認のうえ、写しを取り確認者と確認日を明記する）
 - (3) 建設業退職金共済制度以外の制度等に加入の場合
 - ・建設業退職金共済証紙非購入届
 - ・他制度の加入証明書の写し
 - (4) 各企業に独自の退職金制度がある場合
 - ・建設業退職金共済証紙非購入届
 - ・各企業の就業規則、退職金規定等の写し（退職金制度の確認できるもの）
- 契約課へ「提出」する。
- 施工中に変更、追加が生じた場合は、工事担当課に「提出」する。
- 監督員は、共済証紙の購入・管理・配布状況を把握する必要があるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めてもよいが、施工プロセスチェックリストに基づく確認を原則とする。なお、個人情報保護の観点から、手帳の写しの提出は求めないものとする。

2-7 前払金・中間前払金

(公共工事の前払金に関する規則)

(公共工事の前払金に関する要綱)

- 設計金額 130 万円(税込)以上の案件。(単価契約を除く)
- 前払金の支払請求は、前払金の保証契約を締結した保証事業会社の保証証書を添えて、交付申請書及び請求書を予算経理課に「提出」する。[契約締結日から 30 日以内]
- 前払金を支払った工事のうち、次の要件を満たすものは中間前払金を支払うことができる。
 - (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 出来高が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 中間前払金の請求は、中間前払金認定請求書、工事履行報告書、実施工程表、写真等を工事担当課に「提出」し、中間前払金に係る認定を受けたうえで、前払金の保証契約を締結した保証事業会社の保証証書を添えて、交付申請書及び請求書を予算経理課に「提出」する。
- 受注者が前払金・中間前払金制度を利用しない場合、辞退届を契約課に「提出」する。[落札者決定日を含めて 7 日以内(閉庁日を除く)]

2-8 工事監督員通知書 [検 2 号様式]

(工事請負契約書第 9 条第 1 項)

(西宮市工事監督要領 6)

- 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に「通知」しなければならない。また、監督員の変更があった場合も同様とする。

2-9 総括監督員指名通知書及び主任監督員指名通知書 [検 2-①～②号様式]

(西宮市工事監督要領 3)

- 工事担当課長は、工事請負契約ごとに監督員を指名する。また、監督員の変更があった場合も同様とする。

2-10 契約工程表

(工事請負契約書第 3 条)

(西宮市入札のしおり)

- 受注者は、設計図書に基づいて原則バーチャート式で作成し、工事担当課へ「提出」する。[契約締結後 7 日以内(閉庁日を除く)]

2-11 請負代金内訳書

(工事請負契約書第3条)

(西宮市入札のしおり)

- 受注者は、設計図書に基づいて工種ごとに数量、単価、金額等の内訳明細を示したものを作成し、工事担当課へ「提出」する。[契約締結後7日以内(閉庁日を除く)]

2-12 登録内容確認書(工事实績)「コリンズ」

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-5)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.1.4)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.1.4)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.1.4)

(西宮市入札のしおり)

- 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の「確認」を受けたいえ、登録機関に登録をしなければならない。[受注時は契約締結後10日以内(閉庁日を除く)、内容変更時は変更があった日から10日以内(閉庁日を除く)、竣工時は完成検査後速やかに、訂正時は適宜]

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に「提示」しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の「提示」を省略できる。

2-13 火災保険・建設工事保険等

(工事請負契約書第49条第1項、第2項)

- 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを直ちに監督員に「提示」しなければならない。

3. 工事着手前に必要とする書類

3-1 施工体制台帳及び施工体系図

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項)

(建設業法第24条の7)

(建設業法施行規則第14条の2から7)

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-10)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.1.5)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.1.5)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.1.5)

- 受注者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に「提出」しなければならない。

「施工体制台帳に添付する書類」

(1) 請負契約書及び下請契約書

市との契約書の写し及び1次下請人が締結した契約書の写し。(建設業法第19条第1項第1号から第14号に掲げる事項が記載されていること)

下請契約書は、基本契約書・注文書・請書の写しでも可であり、両者の署名または記名押印をして相互に交付されていること。(別紙1参照)

請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名または記名押印をして相互に交付しなければならない。

(2) 主任技術者または監理技術者がその資格を有することを証する書面

2-2 現場代理人及び主任技術者または監理技術者選任届兼誓約書に示す資格(建設業法第26条第4項の規定により選任しなければならない監理技術者のときは監理技術者資格証の写しに限る。)を証する書面の写し。

主任技術者または監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定されることなく雇用されているものであること証する書面の写し。

(3) 専門技術者を置くときは主任技術者資格を有することを証する書面

2-2 現場代理人及び主任技術者または監理技術者選任届兼誓約書に示す資格を証する書面の写し。

専門技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定されることなく雇用されているものであること証する書面の写し。

(4) 再下請通知書及び二次下請以下の契約書

下請契約書の写し(内容は上記(1)と同じ)。

(5) 外国人建設就労者建設現場入場届出書

施工体制台帳または再下請通知書の外国人建設就労者の従事状況が「有」の場合、届出書添付書類に該当するものの写し。

- 受注者は、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員に「提出」しなければならない。

○ 受注者は、現場内の見やすい場所に、再下請負通知書の提出案内を掲げること。

(別紙2参照)

○ 全ての業者は、下請業者へ書面による通知を行わなければならない。(別紙2参照)

3-2 実施工程表〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.2.1)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編 1.2.1)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編 1.2.1)

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の「承諾」を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の「承諾」を受ける。
- (c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に「報告」とともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (d) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に「提出」する。
- (e) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

3-3 施工計画書(土木工事)

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-4)

- 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために、必要な手順や工法等について、施工計画書を監督員に「提出」しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に「提出」しなければならない。

- (1) 施工計画書作成にあたっての留意点

- ① 施工計画書作成に記載する項目は以下に示す。

(1) 工事概要	(9) 安全管理
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応
(3) 現場組織表	(11) 交通管理
(4) 指定機械	(12) 環境対策
(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備
(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と、建設副産物の適正処理方法
(7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等含む)	(15) その他
(8) 施工管理計画	

- ② 変更施工計画書の作成は、工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合のみとする。

- ・土木工事施工管理基準(出来形管理基準・品質管理基準)に定める工種に変更及び追加が生じた場合とする。

- ・工種、施工方法の追加及び全体工期の変更が生じた場合とする。

・工種の変更及び追加の他、変更した施工方法が、工程管理、仮設計画や安全管理等に影響のある場合とする。

- ③ 数量の変更、契約金額の変更、配置技術者の変更等については、工事打合簿（報告事項）により主任監督員に「提出」し、主任監督員は、提出されたものを施工計画書に添付する。

(2) 施工計画書に記載する内容

- ① 工事概要は、工事名、工事場所、工期、請負金額、工事内訳について、契約図書に基づき記載する。工事内訳には主たる工種を記載し、図面等の添付は要しない。
- ② 計画工程表は、バーチャート方式を基本とする。なお、複数作業の同時実施や関連作業が多い工事など各作業の相互関係を詳細に管理する必要がある場合は、ネットワーク方式も可とする。
- ③ 現場組織表は、当該工事の現場組織の役割、担当者氏名を記載する。
- ④ 指定機械は、仕様書等で環境対策を求められている場合、その使用機械の内容を記載する。施工計画提出時に車検証、カタログの添付を要しないが、監督員が施工時に使用した機械を施工プロセスチェックリストにより確認する。
- ⑤ 主要船舶・機械は、主要工種に使用する船舶、機械を「(4)指定機械」に記載した機械も含めて記載する。記載内容は、機械名、台数、規格、使用工種を記載する。
- ⑥ 主要資材は、施工計画書提出と同時期に使用材料一覧表で資材が把握できる場合は、主要資材一覧表の添付を省略できる。
- ⑦ 施工方法は、全体フローにより工事全体の流れを契約図書の工事内訳書レベル2の範囲で記載し、施工方法には施工手順、作業方法、品質規格、確認方法、検認の有無を記載する。
- ⑧ 施工管理計画は、工程管理、出来高管理、品質管理、写真管理について管理項目、管理時期、管理頻度、記録方法、配慮事項を記載する。また、段階確認、立会確認の必要な項目、実施予定も記載する。
- ⑨ 安全管理は、安全衛生管理の組織体制、安全衛生管理に対する実施計画を記載する。また、労働基準監督署への届出を工事打合簿により報告する。
- ⑩ 緊急時の体制及び対応は、現場代理人及び元請者による緊急時の連絡体制を記載することを基本とし、災害時の体制についてはどのような場合にどの体制を確保し、何を行うのかを明確に記載する。
- ⑪ 交通管理は、資材運搬時間に制限がある資材の運搬経路と時間、一般車両や歩行者等に対する交通管理、現場での工事車両に対する安全管理や輸送計画、過積載防止に向けた体制や確認方法等記載し、各種届出の有無を工事打合簿により報告する。また、交通誘導員の配置図、保安施設の配置図、運搬経路位置図（運搬経路において路線的な制約や人家密集地を通過する場合のみ）を添付する。
- ⑫ 環境対策は、騒音、振動、濁水、土埃等施工時には発生する周辺環境への影響

に対する配慮事項を記載する。

- ⑬ 現場作業環境の整備は、現場事務所、休憩所、作業現場及び現場周辺の美化、労働時間、休日作業に対する配慮事項を記載する。
- ⑭ 再生資源の利用計画、建設副産物の適正処理方法は、建設副産物収集運搬処理の委託、再生資源の有効活用に向けた取り組みを記載する。また、建設副産物収集運搬処理の委託契約書の写し、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付する。また、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を工事打合簿により報告する。

3-3 施工計画書〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.2.2)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.2.2)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.2.2)

- (a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に「提出」する。
- (b) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に「提出」する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (c) (b)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の「承諾」を受ける。
- (d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

3-4 施工図等〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.2.3)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.2.3)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.2.3)

- (a) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の「承諾」を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (b) 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (c) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に「報告」するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

3-5 使用材料確認願または土木工事材料承諾願〈土木工事〉

(土木工事共通仕様書 第2編 2-1-1-1)

- (1) 使用材料確認願

○ 工事に使用する材料は、設計図書・土木工事共通仕様書(表 2-1-2 指定材料)に

示す品質規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

下記(A)～(D)に示す工事材料については、設計図書に示す品質規格との適合等を確認するため、工事材料を使用するまでに、「使用材料確認願」及び「使用材料確認一覧表」に見本または品質を証明する資料を添付して監督員に「提出」し、「確認」を受けなければならない。

- (A) 設計図書において、材料確認を指定した材料
- (B) 土木工事共通仕様書（表 2-1-2）に示す指定材料
- (C) 監督員が指示した材料
- (D) 受注者が確認を必要と判断した材料

表 2-1-2 指定材料

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び 混和材料	セメント	
	混和材料	
セメントコン クリート製品	セメントコンクリート製品一般	
	コンクリート杭、コンクリート矢板	
塗料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	
	場所打杭用レディーミクストコンクリート	
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発成品	
	護岸用吸い出し防止シート	

○ 品質を証明する資料

① JIS 等認証製品（JIS 認証製品、スラグ混入二次製品）

- ・ JIS 認証書、「下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリート二次製品使用促進要領」第 10 条第 1 項に規定する認定証、または製品カタログ
 ＊製品カタログは、製造会社、使用する形状・寸法が確認できる部分の複製でよい。
- ・ JIS マーク表示品については、材料・製品等に添付された JIS マークの表示状態を示す写真等に替えることができる。

② JIS 等認証製品以外

- ・ 設計図書に示した品質規格との適合が確認できる資料
 （例）品質管理基準（種別：材料、試験区分：必須）に示す試験成績表等

○ 使用する材料に変更が生じた場合

- ・ 使用する材料に変更が生じた場合は、その都度、変更使用材料確認願を「提出」する。
- ・ 監督員は提出された変更使用材料確認願を、当初の使用材料確認願に添付する。

(2) 土木工事材料承諾願

○ 受注者は、設計図書・土木工事共通仕様書の品質規格に適合しない材料を使用する場合、工事材料を使用するまでに、「土木工事承諾願」及び「使用材料一覧表」に下記の資料等を「提出」し、監督員の「承諾」を得る。

- ① 当該材料を使用する理由
- ② 「設計図書に示す材料の品質規格」と「工事に使用する材料の品質規格」とを十分に対比した資料
- ③ 工事目的物の品質（安全性、機能性、耐久性等）が同等以上に確保できることを証明した資料
 - ・土木工事材料承諾書は、工事完成後、受発注者で各1部保管する。
 - ・レディーミクストコンクリートの取り扱い
 - *水セメント比の品質を満足させるために 18-8-40BB に換えて 21-8-40BB を使用する場合は、「確認」として取扱う。

3-5 使用材料確認願または使用材料承諾願〈建築工事〉

(公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.4.1、1.4.2)

○ 環境への配慮

- (a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- (b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (c) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

○ 材料の品質等

- (a) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (b) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に「提出」する。ただし、設計図書において J I S または J A S によると指定された材料で、J I S または J A S のマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (c) 製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した証明書を、監督員に「提出」する。
- (d) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督員に「提出」する。
- (e) 材料の色、柄等については、監督員の指示を受ける。

- (f) 設計図書に定められた材料の見本を「提出」または「提示」し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (g) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、3-7「疑義に対する協議等」による。

3-5 機器及び材料承諾願〈機械設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編 1.4.1、1.4.2)

○ 環境への配慮

- (a) 工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に定めるところにより、環境負荷を低減できる機材を選択するよう努める。
- (b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (c) 工事に使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。

○ 機材の品質等

- (a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。
- (b) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に適合するものとする。
- (c) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JASまたは「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマークまたは「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の「承諾」を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (d) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督員に「提出」する。
- (e) 機材の色等については、監督員の「指示」を受ける。
- (f) 設計図書に定められた機材の見本を提出または提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督員の「承諾」を受ける。
- (g) 機器には、製造者名、製造年月、形式、形番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。
- (h) 使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、規格等は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第2編 1.1.2「材料・機材等の呼称及び規格」による。
- (i) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、3-7「疑義に対する協議等」による。

3-5 機器及び材料承諾願〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.4.1、1.4.2)

○ 環境への配慮

- (a) 工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に定めるところにより、環境負荷を低減できる機材を選択するよう努める。
- (b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (c) 工事に使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。

○ 機材の品質等

- (a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。
- (b) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (c) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督員に提出する。
- (d) 機材の色等については、監督員の指示を受ける。
- (e) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、3-7「疑義に対する協議等」による。

3-6 建設工事に係る資材の再資源化等

(土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-18)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.3.11)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.9)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.3.9)

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条、第13条)

○ 特定建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合

(1) 再生資源利用計画書

受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、施工計画書に含め、監督員に「提出」しなければならない。(コブリスまたは国土交通省のリサイクルホームページに公開されている様式により作成)

(2) 再生資源利用促進計画書

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、施工計画書に含め、監督員に「提出」しなければならない。(コブリスまたは国土交通省のリサイクルホームページに公開されている様式により作成)

※コブリス（COBRIS） 建設副産物情報センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用申込みをしてください。

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による手続

工事の区分	手続が必要な工事規模
建築物の解体工事	床面積 80 m ² 以上
建築物の新築、増築工事	床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕、模様替	請負金額 1 億円（税込）以上
建築物以外（工作物等）の解体、新築工事等	請負金額 500 万円（税込）以上

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条による通知書 [工事に着手する日の 7 日前までに建築調整課へ提出]

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面 [工事着手前までに発注者と受注者が相互に交付]

3-7 設計図書の照査〈土木工事〉

(1) 設計図書の照査

(土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-3)

(工事請負契約書第 18 条)

○ 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が「確認」できる資料を書面により「提出」し、「確認」を求めなければならない。なお、「確認」できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または「書面」の追加の要求があった場合は従わなければならない。

○ 照査結果は工事打合簿（協議事項）により、監督員に「提出」する。

(2) 事前測量結果

(土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-37)

○ 受注者は、施工に先立ち測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を「確認」しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を直ちに「提出」し、「指示」を受けなければならない。

○ 測量結果は工事打合簿（協議事項）により、監督員に「提出」する。

3-7 疑義に対する協議等（照査報告）〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.1.8)

(公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 第 1 編 1.1.8)

(公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第 1 編 1.1.8)

(工事請負契約書第 18 条)

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合または現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、監督員と「協議」する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正または変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正または変更に至らない事項は、4-1「工事の記録」(2)による。

3-8 官公庁等への手続等〈土木工事〉

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-35)

- 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に「提示」しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを「提出」しなければならない。

(参考) 届出・通知等書類

- (1) 道路使用許可申請書
- (2) 特殊車両通行許可
- (3) 特定建設作業実施届出書
- (4) 一括有期事業開始届 (建設の事業)
- (5) 適用事業報告
- (6) 時間外労働・休日に関する協定届
- (7) 特定元方事業者等の事業開始報告
- (8) 消防活動障害となる行為等の届出書

3-8 官公署その他への届出手続等〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.1.3)

(公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第1編 1.1.3)

(公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 第1編 1.1.3)

- (a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (b) (a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に「報告」する。
- (c) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

3-9 別契約の関連工事報告〈建築工事〉

(公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.1.7)

- 別契約の施工上密接に関連する工事については、監督員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。

3-10 検査関係書

(西宮市工事検査事務取扱要領 2 から 4)

- 監督員は、「2. 対象に定める検査対象の工事」について、契約後（変更契約含む）速やかに「3. 検査関係書類」、「4. 検査関係書類の変更」を技術管理課へ「提出」しなければならない。

4. 工事施工中に必要とする書類

4-1 工事の記録（工事打合簿）

- 工事の記録

(公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.2.4)

(公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 1.2.4)

(公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 1.2.4)

- (a) 監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (c) 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (d) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (1) 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能または容易でない部分の施工を行う場合
 - (2) 一工程の施工を完了した場合
 - (3) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督員の指示を受けた場合
 - (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (e) (a)から(d)までの記録について、監督員から請求されたときは、「提出」または「提示」する。

- 工事打合簿〔検 8 号様式〕は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出等について、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。

- (1) 工事打合簿の発議項目

① 発議事項は、「指示」「協議」「通知」「提出」「報告」事項等とする。

② 処理、回答は「指示」「承諾」「受理」「その他」とする。

* 「指示」は、工事の施工上必要な事項について書面をもって示すものであり、指示内容が重要なものについては、工事指示書〔検 11-3 号様式〕によって行うこと。

* 「承諾」は、工事打合簿に明示した事項について、同意すること。

*「受理」は、工事打合簿に明示した事項について、記載内容を理解し受け取りが完了したこと。

*「その他」は、質問等疑義が生じた場合など上記以外の対応。

(2) 工事打合簿により処理する書類

① 施工前に必要となる資料の変更

受注者は、施工計画書により提出した資料の追加や軽微な施工方法の変更、施工体制の変更等、工事打合簿(提出事項)として監督員に「提出」する。

② 製品納入時の確認検査報告書〈土木工事〉

(コンクリート二次製品の取扱要領6)

受注者は、JIS 等認証製品以外のセメントコンクリート二次製品の現地納入時に、製品の品質確認を納入日単位で行い、工事打合簿(報告事項)として監督員に「報告」する。

② 材料の搬入〈建築工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.4.3~1.4.5)

○ 材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

○ 材料の検査等

(a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(b) (a)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。

(c) 設計図書に定めるJISまたはJASのマーク表示のある材料及び規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

(d) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないとして監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

○ 材料の検査に伴う試験

(a) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。

(b) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督員に「提出」する。

(c) 試験は、試験機関、工事現場等適切な場所で行う。なお、その場所の決定に当たっては、監督員の「承諾」を受ける。

(d) 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(e) 試験の結果は、4-1「工事の記録」(c)により、監督員の「承諾」を受ける。

② 機材の搬入〈機械設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編 1.4.4~1.4.6)

- 機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 機材の検査等
 - (a) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (b) (a)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
 - (c) 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないとして監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。
- 機材の検査に伴う試験
 - (a) 試験は、次の機材について行う。
 - (1) 機材の各項目で指定された機材
 - (2) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)表 1.1.1 に該当する機材
 - (3) 特記により指定された機材
 - (4) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
 - (b) 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S((公社)空気調和・衛生工学会規格)等の法規または規格に定めのある場合は、それらによる。
 - (c) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督員に提出する。
 - (d) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

② 機材の搬入〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編 1.4.3~1.4.5)

- 機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 機材の検査等
 - (a) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (b) (a)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
 - (c) 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないとして監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。
- 機材の検査に伴う試験

- (a) 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (b) 試験方法は JIS、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電機工業会標準規格）等に定めのある場合は、これによる。
- (c) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。

③ 立会願〈土木工事〉

（工事請負契約書第 14 条）

（土木工事共通仕様書 第 3 編 3-1-1-5）

受注者は、工事材料や工事施工等について監督員の立会いによる現地確認を必要とする場合は、監督員の立会いを求める。

監督員は「承諾」「その他」で受注者に回答する。

③ 立会願〈建築工事〉

（工事請負契約書第 14 条）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.5.7）

- (a) 設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の「指示」を受ける。
- (b) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

③ 施工の立会等〈機械設備工事〉

（工事請負契約書第 14 条）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第 1 編 1.5.6）

- (a) 次の場合は、監督員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 主要機器を設置する場合
 - (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
 - (4) 総合調整を行う場合
 - (5) 監督員が特に指示する場合
- (b) 監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。
- (c) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

③ 施工の立会等〈電気設備工事〉

（工事請負契約書第 14 条）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第 1 編 1.5.5）

- (a) 設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行う

ものとし、立会いの日時について監督員の「指示」を受ける。

(b) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

④ 段階確認書 [検 12 号様式] <土木工事>

(土木工事共通仕様書 第 3 編 3-1-1-5)

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を「確認」することをいう。

受注者は、土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-5 表 3-1-1 段階確認一覧表及び特記仕様書に示す工種について、発注者の意図とする契約の内容に適合して施工を行っているか否かについて、監督員の臨場を受け「確認」する。

(1) 受注者は、事前に「段階確認」に係わる「報告」(種別、細別、確認時期等)を「段階確認書」に添えて、監督員に「提出」する。また、監督員から「段階確認」の実施について、「通知」があった場合には、受注者は、「段階確認」を受けなければならない。

(2) 「段階確認」は受注者が臨場するものとし、「確認」した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に「提出」する。

(3) 監督員は、「承諾」「その他」で受注者に回答する。

(4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

(5) 監督員は、「設計図書」に定められた「段階確認」において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを「提示」し「確認」を受けなければならない。

④ 一工程の施工報告書 [検 13 号様式] <建築工事>

(公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.5.4~1.5.6)

○ 一工程の施工を完了したときまたは工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に「報告」する。なお、確認及び報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。

○ 施工の検査等

(a) 設計図書に定められた場合、一工程の施工の報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。

(b) (a)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。

(c) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督員の「承諾」を受ける。

○ 施工の検査等に伴う試験は、材料の検査に伴う試験に準じて行う。

④ 一工程の施工の確認及び報告書 [検 13 号様式] <機械設備工事> <電気設備工事>

(公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第 1 編 1.5.2~1.5.4)

(公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 第 1 編 1.5.2~1.5.4)

- 一工程の施工を完了したときまたは工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。なお、確認及び報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。
- 施工の検査等
 - (a) 設計図書に定められた場合、「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合及び監督員より指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
 - (b) (a)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
 - (c) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督員の「承諾」を受ける。
- 施工の検査に伴う試験
 - (a) 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
 - (b) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。
- ⑤ 工事履行報告書
 - (工事請負契約書第 11 条)
 - (土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-24)
 - (公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.2.1)
 - (公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 第 1 編 1.2.1)
 - (公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 第 1 編 1.2.1)

【月間工程】

受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に「報告」しなければならない。

受注者は、工事打合簿（報告事項）として、施工計画に示した計画工程表等に実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督員に「提出」する。

*提出は、ファクシミリ、電子メールによることも可とする。

【週間工程】

受注者は、監督員が「指示」した場合、週間工程表を作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督員に「提出」する。

*提出は、ファクシミリ、電子メールによることも可とする。

⑥ 現場発生品調書

(土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-17)

受注者は、設計図書で定められたものもしくは、施工時に発生した現場発生

品がある場合は、現場発生品調書を工事打合簿（提出事項）に添付し、監督員に「提出」する。

⑦ 文化財その他の埋蔵物報告書〈土木工事〉〈建築工事〉

（土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-31）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.1.12）

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に「報告」する。その後の措置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

(3) 工事指示書 [検 11-1～3 号様式]

（西宮市工事監督要領 8）

（西宮市工事指示書取扱基準）

工事指示書は、工事の指示内容が重要なものについて、検 11-1 号様式「工事指示伺」により決裁を受け、検 11-3 号様式「工事指示書」を受注者へ交付する。また、その際に検 11-2 号様式「工事指示控」に受注者の記名、受領印（社印）を受ける。

① 契約変更を伴う工事指示書

現場工程等の理由からその工事の目的達成に支障がある事実が発生した場合は、契約変更在先立ち次の事務手続きで「工事指示書」により受注者へ変更指示（先行指示）を行う。

(1) 指示は工事担当課長名で行うこととする。

(2) 指示に当たっては、指示による請負予定額の増減額（以下「増減額」という）が累計で 200 万円（税込）以上となる場合、または指示による請負予定額の増額の累計が 3 割を超える場合もしくは減額の累計が 3 分の 2 を超える場合は、工事担当部長まで決裁を得るものとする。ただし、工事担当部長が必要と認めるときは、工事担当局長の決裁を得なければならない。また、「工事指示書」交付後、速やかに契約課と契約変更の時期を協議するものとする。

② 設計変更を伴わず、改善指示の工事指示書

次の指示範囲で、契約変更を伴わない場合は、監督員が受注者または現場代理人に対して、「工事指示書」を交付する。

(1) 契約の履行についての受注者また受注者の現場代理人等に対する改善指示

(2) 受注者の工事関係者に関する措置請求

(3) 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合における改造請求及び破壊検査の実施

※上記以外の指示は工事打合簿による。

4-2 休日または夜間の作業連絡〈土木工事〉

（土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-36）

- 受注者は、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前に届けを監督員に「提出」しなければならない。「提出」はファクシミリ、電子メールによることも可とする。

4-2 休日または夜間の作業届〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.5)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.3.3)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.3.3)

- 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督員に「提出」し、「承諾」を受けること。「提出」はファクシミリ、電子メールによることも可とする。

4-3 工事写真〈土木工事〉

(土木工事施工管理基準 4)

- 受注者は、兵庫県土木工事施工管理基準「4. 写真管理基準」に基づき写真撮影を行う。

- (1) 工事完成時に提出する工事写真は、デジタルカメラによる撮影を基本とし、全写真(紙)と電子データを「提出」する。
- (2) 写真には必要に応じて説明書き等を添えるなど、撮影意図を明確にする。
- (3) 撮影角度、高さ、撮影方向(逆光・影)を考えて明確な撮影を行うこと。
- (4) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影するものとする。
- (5) 工事写真の構成

①着手前及び完成写真	⑥出来形管理写真
②施工状況写真	⑦災害写真
③安全管理写真	⑧事故写真
④使用材料写真	⑨その他(公害、環境等)
⑤品質管理写真	

4-3 工事写真〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(営繕工事写真撮影要領 2)

- 主な工事写真の撮影は、次によるものとする。
 - (1) 主な工事写真の撮影対象は、営繕工事写真撮影要領別添撮影対象表(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)のとおりとし、撮影対象表に記載のない撮影対象は、監督員と協議のうえ決定する。
 - (2) 撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督員と協議のうえ決定する。
 - (3) 工事写真撮影にあたっては、原則として、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込む。

①工事名	⑤撮影時期
②工事種目	⑥施工状況
③撮影部位	⑦立会者名、受注者名
④寸法、規格、表示マーク	⑧その他

4-4 出来形管理〈土木工事〉

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23、第3編 3-1-1-6)

(土木工事施工管理基準 1)

(出来形関係図書の作成要領(案))

- 受注者は、出来形管理の記録及び関係書類を作成、保管し、下記の①、③は施工中に、②、④は工事完成時に監督員に「提出」しなければならない。

ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は「提示」しなければならない。

出来形管理書類の構成

- ① 出来形数量表 (設計値と実測値(出来高)を対比した数量表)
- ② 出来形成果表 (設計値と実測値を対比した成果表で規格に適合していることを確認する。)
- ③ 出来形図 (設計値と実測値(出来高)を対比した図)
- ④ 出来形管理図 (出来形寸法に対する出来形ばらつきの判断資料として、兵庫県土木施工管理基準の管理図・ヒストグラムを準用して管理する。ただし、測定数が10点未満のものは不要)

4-5 品質管理〈土木工事〉

(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23)

(土木工事施工管理基準)

- 品質管理を行う項目は、土木工事施工管理基準「3. 品質管理基準及び規格値」の試験区分に記載する「必須」項目を実施するものとし、「その他」項目は特記仕様書等に定めがある場合のみ実施する。

- 受注者は、品質管理の記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員に「提出」しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は「提示」しなければならない。

品質管理書類の構成

- ① 品質管理表 (試験成績表等を添付)
- ② 工程能力図または品質管理図表 (品質管理基準に基づく測定数が10点未満の場合は不要)

4-5 品質管理〈建築工事〉〈機械設備工事〉〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 1.3.6)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.4)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.3.4)

- 受注者は、3-3「施工計画書」(b)による品質計画に基づき、品質管理の記録及び関係書類を作成し、保管し、完成検査時に監督員に「提出」しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は「提示」しなければならない。
- 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と「協議」する。

4-6 化学物質の濃度測定報告書〈建築工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.5.9)

- (a) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (b) 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。
- (c) 測定を実施した場合は、測定結果を取りまとめ、監督員に「提出」する。

4-7 納品伝票等

- 受注者は、伝票類を「納品伝票一覧表」による「提出」を原則とする。また、根拠となる納品伝票は工事完成時に「提示」とする。ただし、設計変更に係わるものや瑕疵担保に必要なもの及び監督業務に使用するもの並びに監督員の指示によるものは、「提出」とする。

なお、「納品伝票一覧表」には受注者名の記入押印が必要。

提示となる納品伝票の例

(例1) 建設副産物最終処分地における計量伝票

建設副産物の適正処理を量的に「確認」するため、受注者の作成する納品伝票一覧表の「提出」を求め、根拠となる伝票は、工事完成時の受注者による「提示」とし、受注者で保管する。

(例2) 交通誘導警備員の出勤

交通誘導警備員については、現地の配置状況が分かる写真を各施工段階で撮影するものとし、配置人数の総計については、納品伝票一覧表で整理し、実施伝票は、工事完成時の受注者による「提示」とし、受注者で保管する。

4-8 発生材の処理等

(土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-18)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.3.11)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.9)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.3.9)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3)

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項)

(西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例14条の3)

- 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して工事打合簿により監督員に「提出」する。
- 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票による場合は D 票、E 票（原本）を監督員に「提示」しなければならない。ただし、E 票（原本）については、「提示」が工事完成後となってもやむを得ない。
- 特定建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合
受注者は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に「提出」しなければならない。（コブリスまたは国土交通省のリサイクルホームページに公開されている様式により作成）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による手続

工事の区分	手続が必要な工事規模
建築物の解体工事	床面積 80 m ² 以上
建築物の新築、増築工事	床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕、模様替	請負金額 1 億円（税込）以上
建築物以外（工作物等）の解体、新築工事等	請負金額 500 万円（税込）以上

- (1) 再資源化等報告書（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく報告）〔特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時に工事担当課へ提出〕
- (2) 建設資材廃棄物引渡完了報告書（西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 14 条の 3）〔建設資材廃棄物の処分業者への引渡しが完了した時から 15 日以内に産業廃棄物対策課へ提出〕

4-9 安全管理

（土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-26）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.3.7～10）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 第 1 編 1.3.5～8）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 第 1 編 1.3.5～8）

- 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日（4 時間）以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する教育・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練

- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 受注者は、安全教育や安全訓練等の実施状況については、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合直ちに「提示」する。
- 記録は、実施参加者、実施状況写真（1枚/回程度）、実施時の資料とする。
- 工事現場のイメージアップ等を実施した場合も同様とする。
- 新規入場者教育については、健康状態、保有資格を聞くだけのアンケートだけでなく、工事内容、目的、第三者対応方法等の教育が必要である。
- その他
 - 受注者は、記録、写真など監督員の請求があった場合直ちに「提示」する。
 - (1) 災害防止協議会等活動記録
 - (2) 店社パトロール実施記録
 - (3) 安全研修・訓練等の実施記録
 - (4) 安全巡視、TBM、KY等の実施記録
 - (5) 新規入場者教育実施記録
 - (6) 過積載防止（取組み、周知、指導）資料
 - (7) 使用機械、車両等の点検整備記録
 - (8) 山留め、仮締切、支保工、足場等の点検・管理記録
 - (9) 重機操作時の誘導員配置・行動範囲分離措置の点検記録
 - (10) 保安施設等の整理・設置・管理記録

4-10 施工プロセスを確認する資料

- (西宮市標準型工事成績評価基準(土木工事編))
- (西宮市標準型工事成績評価基準(建築工事編))
- 受注者は施工中、監督員の指示により必要とされる資料を「提示」する。
- 発注者（主任監督員）は受注者の施工プロセスを「確認」し、結果を「施工プロセス」チェックリストに反映させる。

4-11 事故報告書

- (土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-29)
- 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡したのちに、速やかに事故発生報告書（速報）を監督員に「提出」しなければならない。
- 発生した事故が「労働災害」「もらい事故」「死傷公衆災害」「物損公衆災害」の場合、受注者は、監督員が指示する期日までに工事事務報告書を「提出」しなければならない。

5. 工事完成時に必要とする書類

5-1 完成下検査手直し指示調書 [検 9 号様式]

(西宮市工事検査事務取扱要領 5)

- 監督員は完成下検査を行い、手直し指示したものについて手直しの完了確認、確認日を記した指示調書の決裁済み(写)と写真(施工前・施工中・施工後)を検査員に「提出」する。手直し指示調書は手直しのない場合も「無」として「提出」する。
提出する手直し指示調書は、受注者名の記入押印及び工事担当課決裁済み(写)とする。

5-2 請負工事完了届 [検 5 号様式]

(西宮市工事検査事務取扱要領 5)

- 受注者は、工事担当課へ 2 部提出し、その内 1 部を工事担当課は技術管理課へ「提出」する。

5-3 完成検査依頼書兼完成検査執行通知書 [検 4 号様式、検 4-①号様式]

(西宮市工事検査事務取扱要領 5)

- 監督員は事前に検査員と検査日時、検査内容等を協議する。
- 監督員は工事担当課の決裁を取った検 4-①号様式の原本と検 4 号様式を、技術管理課へ「提出」する。
- 検査員は完成検査執行通知書に検査日時等の必要事項を記入し、検 4 号様式に決裁後、検 4-①号様式を工事担当課長へ「通知」する。

5-4 工事検査員指名通知書 [検 4-②号様式]

(西宮市工事検査規程第 6 条)

- 技術管理課長は、工事検査依頼を受けた時は、直ちに検査を担当する検査員を「指名」する。

5-5 工事完成調書 [検 15 号様式]

(西宮市工事検査事務取扱要領 5)

- 受注者は、工事の概要を記載し、工事写真(施工前・施工後・不可視となる部分の施工状況)と合わせて監督員に 2 部「提出」し、監督員はその 2 部を検査員に「提出」する。

5-6 創意工夫・社会性等に関する実施状況

(西宮市標準型工事成績評定基準(土木工事編))

(西宮市小規模型工事成績評定基準(土木工事編))

(西宮市標準型工事成績評定基準(建築工事編))

(西宮市小規模型工事成績評定基準(建築工事編))

- 受注者は、仕様書、関係法令等に規定される実施義務のある内容について、何ら

かの創意工夫により、工事の進捗や工事目的物の品質、性能、出来ばえの向上に貢献したものがあれば、その具体的内容の説明資料を添えて監督員に「提出」する。

5-7 工事完成図書

(土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-7)

- 受注者は、工事の完成に伴い、既に「提出」している書類を除き、監督員に関係書類を「提出」しなければならない。また、「提示」する書類も併せて「提示」しなければならない。
- 関係書類は、本手引きの「工事書類一覧表」を参照のこと。

5-8 完成図等〈建築工事〉

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.7.1~1.7.3)

- 工事完成時の提出図書は、次のとおりとし、図書に目録を添付し、監督員に提出する。

(a) 完成図

完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表 1.7.1 による。

作成方法及び原図のサイズは特記によるが、特記がなければ原図は CAD で作成し、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。

表 1.7.1 完成図の種類及び記入内容

種類	記入内容
配置図及び案内図	敷地及び建築物等の面積表、屋外排水系統図、外構、植栽
各階平面図	室名、室面積、耐震壁
各立面図	外壁仕上げ
断面図	階高、天井高等を表示し、2面以上作成
仕上表	屋外、屋内の仕上げ
施工図(構造躯体及びカーテンウォール)	監督員の承諾を受けたもの及びその原図または原図に代わる図
施工計画書(カーテンウォール)	監督員の承諾を受けたもの

(b) 保全に関する資料

資料は次により、監督員と記載事項に関する協議を行い、作成後は、監督員に内容の説明を行う。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 機器取扱い説明書
- (3) 機器性能試験成績書
- (4) 官公署届出書類
- (5) 主要な材料・機器一覧表等

5-8 完成図等〈機械設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編 1.7.1~1.7.5)

○ 工事完成時(指定部分に係る工事完成時を除く。)の提出図書は、次のとおりとし、図書に目録を添付し、監督員に提出する。

(a) 完成図

完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。

完成図の作成方法及び原図サイズは特記によるが、特記がなければ原図は CAD で作成し、寸法、縮尺、文字、図示記号等は設計図書に準ずる。

図面の種類は特記によるが、特記がなければ次による。

- (1) 屋外配管図
- (2) 各階平面図及び図示記号
- (3) 主要機械室平面図及び断面図
- (4) 便所詳細図
- (5) 各種系統図
- (6) 主要機器一覧表(品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等)
- (7) 浄化槽設備、昇降機設備、機械式駐車設備及び医療ガス設備の図
- (8) 施工図

(b) 保全に関する資料

資料は次により、監督員と記載事項に関する協議を行い、作成後は監督員に内容の説明を行う。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 機器取扱い説明書
- (3) 機器性能試験成績書
- (4) 官公署届出書類
- (5) 主要機器一覧表
- (6) 総合調整報告書

○ 標識その他

(a) 消防法(昭和23年法律第186号)等に定めるところによる標識(危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等)を設置する。

(b) 機器には、名称及び記号を表示する。

(c) 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。

なお、配管の識別は原則として、JIS Z 9102(配管系の識別表示)によるものとし、識別方法及び色合いは監督員の指示による。

- (1) 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。
- (2) 弁には、弁の開閉を表示する。

(d) 当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、柵等の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。

5-8 完成図等〈電気設備工事〉

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編 1.7.1~1.7.5)

- 工事完成時(指定部分に係る工事完成時を除く。)の提出図書は、次のとおりとし、図書に目録を添付し、監督員に提出する。

(a) 完成図

完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記載内容は、特記がなければ、表 1.7.1 による。

作成方法及び原図のサイズは特記によるが、特記がなければ原図は CAD で作成し、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。

表 1.7.1 完成図の種類及び記載内容

種類	記載内容
各階配線図	電灯、動力、電熱、雷保護、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、駐車場管制、防犯・入退室管理、自動火災報知、中央監視制御等
機器の仕様	各種
単線接続図	分電盤、制御盤、実験盤、配電盤等
系統図	各種
平面詳細図、配置図	主要機器設置場所のもの
構内配線図	各種
主要機器一覧表	名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等
施工図	監督員の承諾を受けたもの及びその原図または原図に代わる図

(b) 保全に関する資料

資料は次により、監督員と記載事項に関する協議を行い、作成後は監督員に内容の説明を行う。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 機器取扱い説明書
- (3) 機器性能試験成績書
- (4) 官公署届出書類
- (5) 主要機器一覧表
- (6) 総合調整試験成績書

6. 工事検査終了後に必要とする書類

6-1 完成検査手直し指示調書 [検 10 号様式]

(西宮市工事検査事務取扱要領 5)

- 工事完成検査で手直しの指摘を受けたものについて、監督員は手直し箇所と内容を記載し、手直しの完了確認と確認日を記した手直し指示調書の決裁済み(写)と写

真（施工前、施工中、施工後）を検査員に「提出」する。手直し指示調書は手直しのない場合も「無」として提出する。

提出する手直し指示調書は、受注者名の記入押印が必要。

6-2 請求書

（西宮市工事請負契約書第 32 条）

- 受注者は、監督員へ 1 部「提出」する。

（請負代金の支払）

- ・受注者は、西宮市工事請負契約書第 31 条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- ・発注者は、前項に規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

6-3 監督員の工事成績評定

（西宮市工事検査事務取扱要領 5）

- 監督員は、完成検査終了後速やかに別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」に基づき考査評定を行い、次に掲げる書類を検査員に「提出」する。

- ① 工事成績評定書（副表）[別記様式 2-1 号]
- ② 施工プロセスチェックリスト

6-4 検査員の工事成績評定

（西宮市工事検査事務取扱要領 5）

- 検査員は、前項の書類を提出されたときは速やかに別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」に基づき評定し、次に掲げる書類を作成し、決裁後、④を工事担当課長に、⑤を受注者に「通知」する。

- ① 細目別評定点採点表 [別記様式 1 号]
- ② 工事成績評定書 [別記様式 2 号] [別記様式 2-2 号]
- ③ 工事完成検査結果報告書 [別記様式 5 号]
- ④ 工事完成検査結果通知書 [別記様式 6 号]（工事完成調書を添付）
- ⑤ 工事成績評定通知書 [別記様式 9 号]

7. その他

7-1 図書の保存

（建設業法施行規則第 28 条）

- 受注者は、建設業法施行規則第 28 条第 2 項に該当する図書（発注者から受領した完成図、工事打合簿、施工体系図）の保存期間は、当該建設工書の目的物の引渡しをしたときから 10 年間とする。
- 受注者は、建設業法施行規則第 28 条第 1 項に該当する帳簿及び添付書類の保存

- 期間は、当が建設工事に目的物の引渡しをしたときから5年間とする。
- 受注者は、その他の図書についても、当該建設工事に目的物の引渡しをしたときから5年間とする。
- この期間において、監督員の請求があった場合は、受注者は、監督員に指定する書類を「提出」するものとする。

施工体制台帳に添付する下請契約書の事例

【ケース1】

○ 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合。

1. 「基本契約書」には、建設業法第19条第1項第4号から第14号に掲げる事項(注文書及び請書に個別に記載される事項を除く)に記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付されていること。
2. 「注文書及び請書」には、建設業法第19条第1項第1号から第3号までに掲げるその他必要な事項が記載されていること。
3. 「注文書及び請書」には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外については、基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
4. 「注文書には注文者」が、「請書には請負者」がそれぞれ署名又は記名押印されていること。

【ケース2】

○ 注文書および請書の交換のみによる場合。

1. 「注文書及び請書」のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷されていること。
2. 「契約約款」には建設業法第19条第1項第4号から第14号に掲げる事項(注文書及び請書に個別に記載される事項を除く)に記載されていること。
3. 「注文書及び請書」と「契約約款」が複数枚に及ぶ場合には、割印が押されていること。
4. 「注文書及び請書の個別的記載欄」には、建設業法第19条第1項第1号から第3号までに掲げるその他必要な事項が記載されていること。
5. 「注文書及び請書の個別的記載欄」には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
6. 「注文書には注文者」が、「請書には請負者」がそれぞれ署名又は記名押印されていること。

提出案内

[掲示]・・・受注者が行う。

現場内の見やすい場所に、再下請負通知書の提出案内を掲示する。

○ 現場への掲示文（例）

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設㈱

下請業者への書面

[書面通知]・・・全ての業者が行う。

下請けに工事を発注する際、受注者の名称、再下請負通知が必要な旨の書面で通知する。

○ 下請負人への書面通知（例）

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負ったときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の規定する再下請負通知書を当社宛に次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号

○○建設㈱

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション/△△営業所

工事書類一覧表(1)

書類	書名	書類作成根拠	部数	書類作成者		提出先		備考
				工事担当者	技術管理課	工事担当者	技術管理課	
2 契約した時に必要となる書類								
2-1	工事請負契約書	工事請負契約書10条	2	○		○		落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く)
2-2	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書	監理技術者マニュアル	2	○		○		落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く)
2-3	契約保証金納付書(控)、契約保証金納付書、契約保証金還付通知書	契約規則21条	1	○		○		落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く)
2-4	工事着工届	工事請負契約書4条	1	○		○		落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く)
2-5	暴力団排除に関する「誓約書」	契約条排要綱5条	1	○		○		請負金額200万円以上 落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く) 下請用は作成次第課やかに
2-6	建設業退職金共済証紙購入届又は建設業退職金共済証紙非購入届	入札のしおり	1	○		○		請負金額500万円以上、当初は契約課に提出 変更・追加が生じた場合は、工事担当課に提出
2-7	前払金・中間前払金	前払金規則 前払金要綱	1	○		○		辞退は落札者決定日を含めて7日以内(閉庁日を除く) 支払請求は前払金保証書を添えて契約締結後30日以内
2-8	工事監督員通知書	工事請負契約書9条1項 工事監督要綱6	1	○		○		[検2号様式]
2-9	総括監督員指名通知書及び主任監督員指名通知書	工事監督要綱3	1	○		○		[検2-①号様式][検2-②号様式]
2-10	契約工程表	工事請負契約書3条 入札のしおり	1	○		○		契約締結後7日以内(閉庁日を除く)
2-11	請負代金内訳書	工事請負契約書3条 入札のしおり	1	○		○		契約締結後7日以内(閉庁日を除く)
2-12	登録内容確認書(工事実績)「コリンズ」	土木仕様書1-1-1-5 建築仕様書1.1.4 入札のしおり	1	○		△		請負金額500万円以上
2-13	火災保険・建設工事保険等	工事請負契約書49条	1	○		△		契約した時には直ちに
3 工事着手前に必要とする書類								
施工体制台帳								
再下請通知書								
外国人建設就労者建設現場入場届出書								
施工体系図(工事担当技術者台帳含む)								
施工体制台帳確認表(兼退職金制度確認表)〈参考〉								
3-1		公共工事適正化法15条 建設業法24条の2 建設業法規則14条の2~7 土木仕様書1-1-1-10 外国人就労ガイドライン	1	○		○		紙ベースで提出 (二次下請以下の契約がある場合)
3-2	実施工程表<建築><機械><電気>	建築仕様書1.2.1 機械仕様書1編1.2.1 電気仕様書1編1.2.1	1	○		○		紙ベースで提出 (外国人就労「有」の場合)
3-3	施工計画書<土木>	土木仕様書1-1-1-4	1	○		○		紙ベースで提出
3-3	施工計画書<建築><機械><電気>	建築仕様書1.2.2 機械仕様書1編1.2.2 電気仕様書1編1.2.2	1	○		○	△	施工に着手するまでに 変更する必要がある場合は当該部分の施工までに 工事担当課で承諾後、技術管理課へ提示
3-4	施工図等<建築><機械><電気>	建築仕様書1編1.2.3 電気仕様書1編1.2.3	1	○		○		施工に着手するまでに
3-5	使用材料確認願または土木工事材料承諾願<土木>	土木仕様書2-1-1-1 下水スラッグ二次製品11条	1	○		○		工事材料を使用する前までに

工事書類一覧表(2)

書類	書類名	書類作成根拠	部数	書類作成者		提出先		備考
				工事担当課	受注者	技術管理課	契約課	
3-5	使用材料確認願または使用材料承諾願<建築>	建築仕様書1.4.1~2	1		○			工事材料を使用する前までに
3-5	機器及び材料承諾願<機械>	機械仕様書1編1.4.1~2			○			
3-5	機器及び材料承諾願<電気>	電気仕様書1編1.4.1~2			○			
3-6	建設発生材の再資源化	土木仕様書1-1-1-18			○			施工計画書に含めて提出
	再生資源利用計画書	建築仕様書1.3.11	1		○			施工計画書に含めて提出
	再生資源利用促進計画書	機械仕様書1編1.3.9	1		○			施工計画書に含めて提出
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定による通知	電気仕様書1編1.3.9	1		○			発注者の押印が必要 工事に着手する日の7日前までに通知
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法11条	2	○		建築調整課		請負金額500万円以上 署名又は記名押印をして相互に交付すること 工事着手前までに
3-7	設計図書の照査<土木>	建設リサイクル法13条 分別解体省令4条	2	○				工事打合簿(協議)で提出
	疑義に対する協議等(照査報告)<建築> <機械><電気>	土木仕様書1-1-1-3 土木仕様書1-1-1-37 工事請負契約書18条	1	○				工事打合簿(協議)で提出
3-8	官公庁等への手続き等<土木>	建築仕様書1.1.8 機械仕様書1編1.1.8 電気仕様書1編1.1.8 工事請負契約書18条	1	○				監督員から請求があった場合は写しを提出
3-8	官公署その他への届出手続等<建築> <機械><電気>	土木仕様書1-1-1-35 建築仕様書1.1.3 機械仕様書1編1.1.3 電気仕様書1編1.1.3	1	○		関係機関		あらかじめ監督員に報告
3-9	別契約の関連工事報告	建築仕様書1.1.7	1	○				工事打合簿(協議)で提出
3-10	検査関係書	工事検査要領2~4	1	○				契約後速やかに
4 工事施工中に必要とする書類								
4-1	工事の記録(工事打合簿)	建築仕様書1.2.4 機械仕様書1編1.2.4 電気仕様書1編1.2.4						[検8号様式]
	施工前に必要となる資料の変更 製品納入時の確認検査報告書<土木>	二次製品取扱要領6	1	○				工事打合簿(報告)で提出
	材料の搬入<建築>	建築仕様書1.4.3~5	1	○				工事打合簿(報告)で提出
	機材の搬入<機械>	機械仕様書1編1.4.4~6			○			
	機材の搬入<電気>	電気仕様書1編1.4.3~5			○			
	立会願<土木>	工事請負契約書14条 土木仕様書3-1-1-5			○			
	立会願<建築>	工事請負契約書14条 建築仕様書1.5.7	1	○				
	施工の立会等<機械>	工事請負契約書14条 機械仕様書1編1.5.6			○			
	施工の立会等<電気>	工事請負契約書14条 電気仕様書1編1.5.6			○			

工事書類一覧表(3)

書 類 名	書類作成根拠	部数	書類作成者		提出先 (○:提出、△:提示)			備 考
			工事担当課	受注者	技術管理課	工事担当課	契約課	
段階確認書<土木>	土木仕様書3-1-1-5							
一工程の施工報告書<建築>	建築仕様書1.5.4~6	1	○					
一工程の施工報告書<機械><電気>	機械仕様書1編1.5.2~4 電気仕様書1編1.5.2~4							
工事履行報告書	工事請負契約書11条 土木仕様書1-1-1-24 建築仕様書1.2.1 機械仕様書1編1.2.1 電気仕様書1編1.2.1	1	○					月間工程及び週間工程
現場発生品調査	土木仕様書1-1-1-17	1	○					工事打合せ(提出)で提出
文化財その他の埋蔵物報告書	土木仕様書1-1-1-17 建築仕様書1.1.12	1	○					発見した場合、直ちに状況を工事打合せ(報告)で提出 監督員はその後の措置を「指示」
工事指示書	工事監督要領8 工事指示書取扱基準 土木仕様書1-1-1-36	1	○					○
4-2 休日または夜間の作業連絡<土木>	建築仕様書1.3.5 機械仕様書1編1.3.3 電気仕様書1編1.3.3	1	○					○
4-2 休日または夜間の作業届<建築><機械><電気>	土木工事施工管理基準 4.写真管理基準	1	○					○
4-3 工事写真<土木>	営繕工事写真撮影要領2	1	○					○
4-3 工事写真<建築><機械><電気>	土木仕様書1-1-1-23 土木工事施工管理基準 出来形関係図書作成要領	1	○					△
4-4 出来形管理<土木>	土木仕様書1-1-1-23	1	○					△
4-5 品質管理<土木>	建築仕様書1.3.6 機械仕様書1.3.4 電気仕様書1.3.4	1	○					△
4-5 品質管理<建築><機械><電気>	建築仕様書1.5.9	1	○					○
4-6 化学物質の濃度測定報告書<建築>		1	○					○
4-7 納品伝票一覧表		1	○					○
納品伝票		1	○					○
4-8 発生材の処理等	廃掃法12条の3	1	○					△
産業廃棄物管理票	土木仕様書1-1-1-18 建築仕様書1.3.11	1	○					○
再生資源利用実施書	機械仕様書1編1.3.9 電気仕様書1編1.3.9	1	○					○
再生資源利用促進実施書	建設リサイクル法18条1項 産廃条例14条の3	1	○					○
再資源化等報告書		1	○					○
建設資材廃棄物引渡報告書		2	○					○

工事書類一覧表(4)

書 類 名	書類作成根拠	書類作成者		提出先		備考
		工事担当課	受注者	技術管理課	契約課	
4-9 安全管理	土木仕様書1-1-1-26 建築仕様書1.3.7~10 機械仕様書1編1.3.5~8 電気仕様書1編1.3.5~8 労安規則635条 労安規則18条の8 土木仕様書1-1-1-26 労安規則637条 労安規則35条 道路交通法57条 労安規則167~170条 労安規則373,567,568条 労安規則158,365条			△		(提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに (提示) 監督員の請求があった場合、直ちに 「提出」 検査終了後 事故発生報告書(速報) 、 工事事故報告書
4-10	工事成績評定基準(土木) 工事成績評定基準(建築)	1	○			○
4-11 事故報告書	土木仕様書1-1-1-29	1	○			○
5 工事完成時に必要とする書類						
5-1 完成下検査手直し指示調書	工事検査要領5	1	○			○
5-2 請負工事完了届	工事検査要領5	2	○			○
5-3 完成検査依頼書兼完成検査執行通知書	工事検査要領5	2	○			○
5-4 工事検査員指名通知書	工事検査規程6条	1	○			○
5-5 工事完成調書	工事検査要領5	2	○	○		○
5-6 創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事成績評定基準(土木) 工事成績評定基準(建築)	2	○			○
5-7 工事完成図書 (以下に内訳を示す)	土木仕様書3-1-1-7			△		
登録内容確認認書 (工事実績)「コリンズ」						
火災保険・建設工事保険等				△		
施工体割台帳・施工体系図				○		
施工計画書				○		
施工図、承諾図等<建築><機械><電気>				○		
材料確認書<土木><建築>				○		
材料承認願<土木><建築>				○		
機器及び材料承諾願<機械><電気>				○		
工事打合せ				○		
立会願				○		
段階確認書、一工程の施工報告書				○		
工事履行報告書(月間・週間工程表)				○		
休日又は夜間の作業届				○		
工事写真				○		
出来形管理<土木>				○		
						設計の品質規格に適合していない材料を使用する場合 出来形、品質管理の書類を含む
						全写真(紙ベース)及び電子データ

工事書類一覧表(5)

書 類 名	書類作成根拠	部数	書類作成者		提出先 (○:提出、△:提示)		備 考
			工事担当者	受注者	技術管理課	契約課	
出来形図<土木>							
品質管理							
納品伝票一覧表							
納品伝票							
産業廃棄物管理票 (D票、E票)							
再資源化等報告書							
再生資源利用計画書 (実施書)							
再生資源利用促進計画書 (実施書)							
安全管理							
工事日報、警備日報							
その他、特記仕様書等で定められたもの							
5-8 完成図<建築><機械><電気>	建築仕様書1.7.1~2 機械仕様書1編1.7.1~2 電気仕様書1編1.7.1~2						
保全に関する資料<建築><機械><電気>	建築仕様書1.7.1~3 機械仕様書1編1.7.1~5 電気仕様書1編1.7.1~5						
6 工事検査終了後に必要とする書類							
6-1 完成検査手直し指示調書	工事検査要領5	1	○			○	[検10号様式]「提出」工事担当課の決裁後の写し
6-2 請求書	工事請負契約書32条	1		○			
6-3 監督員の工事成績評定	工事検査要領5	1	○			○	[別記様式2-1号]
6-4 検査員の工事成績評定	工事検査要領5	1			○	○	[別記様式1号~9号]

契約暴排要綱
前払金規則
前払金要綱
公共工事適正化法
監理技術者マニユアル
外国人就労ガイドライン
下水スラッグ二次製品
建設リサイクル法
分別解体省令
廃掃法
産廃防止条例
労安規則
工事検査要領
二次製品取扱要領
土木仕様書
建築仕様書
機械仕様書
電気仕様書

西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱
西宮市公共工事の前払金に関する規則
西宮市公共工事の前払金に関する要綱
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
監理技術者制度運用マニユアル
外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン
下水汚泥溶融スラッグを用いたコンクリート二次製品使用促進要領
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
西宮市工事衛生規則
西宮市工事検査事務取扱要領
コンクリート二次製品の取扱要領【兵庫県土木整備部】
土木工事共通仕様書【兵庫県土木整備部】
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)